

令和7年度4月版

障害者職場実習等支援事業のごあんない

障害者職場実習等支援事業では、障害者の就労促進および障害者の雇用経験の乏しい事業主に対する支援を目的として、支給対象となる以下の措置を実施した場合に、謝金等を支給しています(支給の適否は各種要件により総合的に判断されます。)

◆ 職場実習

障害者を雇用したことがない事業主やこれまで雇用をしたことがない障害種別の障害者を雇用しようとする事業主が、公共職業安定所等と協力して、実習生を受け入れ一定期間の職場実習を実施した場合に、障害者職場実習等受入謝金、実習指導員への謝金、保険料を支給します。(職場実習の対象となる事業主には要件があります。要件の詳細についてはJEEDホームページをご確認いただくかお問い合わせ窓口にご相談ください。)

対象障害者および職場実習の要件

実習の対象となる障害者	対象となる職場実習の要件	
公共職業安定所に求職登録している方、障害者職業センター等で支援を受けている方、就労支援事業所の利用者、特別支援学校の生徒(卒業年次でない方は除く)のうち、次のいずれかに該当する方 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者、難病の方、高次脳機能障害がある方で長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方	職場実習の期間	1週間から1か月
	職場実習の日数	原則3日から10日
	1日の実習時間	3時間以上(実習事業所の所定労働時間を超えない範囲)
	職場実習の内容	実際の就労場面を想定したOJTによるもの
	実習対象者数の上限	実習担当者または実習指導員 1人につき3名まで

支給額

支給区分	実習生受入事業主の区分	支給額	上限額
障害者職場実習等受入謝金	① ②に該当しない事業主	実習対象者1人につき1日当たり5,000円	年50万円まで
	② もにす認定事業主(注釈)		年100万円まで
実習指導員への謝金 *費用を支払って実習指導員を委嘱した場合	—	実習指導員 1人につき1日の支援時間×2,000円	実習指導員の数は実習対象者数と同数が上限
保険料 *実習対象者の傷害保険・損害賠償責任保険の保険料を負担した場合	—	実費	—

(注釈)障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)により、障害者の雇用の促進および雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主として厚生労働大臣が認定した事業主のことです。

お問い合わせ先



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)
都道府県支部高齢・障害者業務課
(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)

[窓口検索]<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>

[障害者制度を詳しく知る]<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html>



◆ 職場見学等

障害者雇用に見学がある事業主が、障害者雇用の経験やノウハウが不足している事業主に対し、自社への職場見学等を実施した場合に、障害者職場実習等受入謝金、職場見学等受入対応者への謝金を支給します。要件の詳細についてはJEEDホームページをご確認いただくかお問い合わせ窓口にご相談ください。

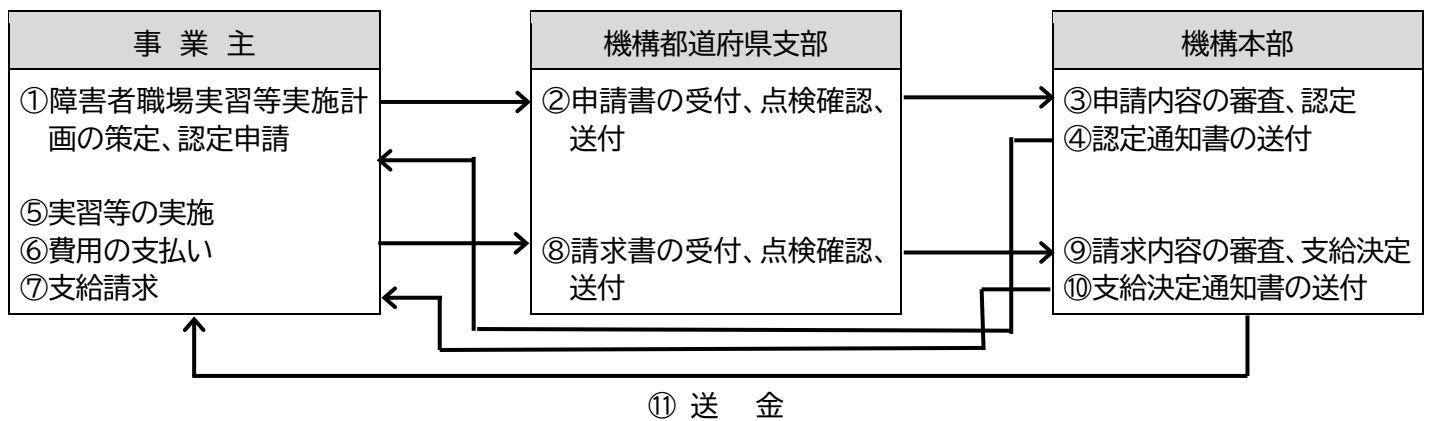
職場見学対象事業主および職場見学等の要件

職場見学の対象となる事業主	対象となる職場見学の要件	
(1)これまで障害者を雇用したことがない事業所の事業主等(当該事業所の人事担当者や障害者の採用等の担当者が含まれます) (2)法定雇用率を達成していない事業所の事業主等 (3)これまで雇用したことがない障害種別等の障害者を新たに雇い入れようとする事業所の事業主等	職場見学等の期間および日数	一の事業主等の受入れは1回を限度とし、職場見学等の期間は1日から5日の範囲内
	1日当たりの職場見学等の時間	1時間以上
	職場見学等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職場見学、講義・セミナー・意見交換会、OJT による障害者の雇用管理手法の教授等、職場見学等を希望する事業所が抱える障害者雇用に関する課題の解決を目的とするもの。 ・講義・セミナー等は無料で実施するもの(参加者から金銭等を得るものではないこと)。 ・原則対面で実施することとし、オンライン活用はやむを得ない場合など限定的な範囲で活用すること。

支給額

支給区分	見学等受入事業主の区分	支給額	年間上限額
障害者職場実習等受入謝金	① ②に該当しない事業主	見学事業主等1社につき 1日当たり5,000円	年50万円まで
	② もにす認定事業主		年100万円まで
受入対応者への謝金 *費用を支払って委嘱した場合	—	受入対応者1人につき 1時間当たり2,000円	—

■ 申請の流れ



認定申請書の提出

実習または見学を実施しようとする日の1か月前までに、障害者職場実習・職場見学等受入計画認定申請書(様式第1号)および所定の添付書類を、事業所が所在する都道府県の機構都道府県支部に提出してください。

支給請求書の提出

実習または見学終了後、期限までに障害者職場実習等受入謝金等支給請求書(様式第4号)および添付書類を、事業所が所在する都道府県の機構都道府県支部に提出してください。

詳しいパンフレットおよび各種様式・記入例は、JEEDホームページからダウンロードできます。
<https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/sub04.html>

